

～心を癒す高山村の景観づくりにご参加ください～

高山村ふるさと景観育成寄附金

 **長野県高山村**

www.vill.takayama.nagano.jp

1 「高山村ふるさと景観育成寄附金」について

高山村には、豊かな生態系によって支えられた自然や、扇状地に広がる果樹・田園地帯、山際に見られるのどかな農山村集落など、自然と人が共生し、村の風土として今も残る山里の原風景が存在しており、そこに暮らす人々や、訪れる方々の心を癒しています。

私達は、誰もが郷愁を覚える”心のふるさと”であるこの高山村の景観を、皆さんに共通の癒しの場として、多くの方々にいつでも提供していきたいと考えています。

この山里の原風景を守り育て、次代へと継承するため、村は自ら景観行政団体となり、独自に策定した景観計画のもと、景観の保全・育成に住民とともに積極的に取り組んでいます。

本村では、「高山村の風景を一緒に守り育てたい」という皆様の思いを形にするため、国の「ふるさと寄附金（納税）制度」を活用し、「高山村ふるさと景観育成寄附金」として景観育成事業にご賛同いただける皆様からの寄附金を募集いたします。

皆様からお寄せいただいた寄附金は、癒しの風景の提供という形で皆様に還元させていただけるよう、村の景観を保全・育成する取り組みに大切に役立ててまいります。

高山村の景観を守り育てる取り組みに、この寄附金を通じて一緒に参加したいという方々のご協力をお待ちしています。

2 寄附金の活用方法

皆様からお寄せいただく寄附金は、基金に積み立てて適正に管理運用を行いながら、高山村の景観保全・育成を目的とした次の事業に活用させていただきます。

(1) 山里の原風景の保全・育成

①景観資源の保全・育成

高山村には、樹齢数百年を数えるしだれ桜やエドヒガン桜の古樹など、村の景観を彩る象徴的な樹木が山里の各所で見られるほか、村固有の景観をかたちづくる自然や建造物など様々な要素が、村を訪れる多くの人々を楽しませてくれます。

山里の原風景を次代へ継承するため、高山村の風土を支える重要な要素であるこれらの景観資源を保全・育成していきます。



②ホタルの保護・育成

良好な自然環境のバロメーターといわれるホタルの棲みやすい環境づくりを進めるため、村内に点在するホタルの生息地の保護、水路の整備などを行い、「ホタルの里づくり」を目指します。



③棚田の保全・管理

高山村では、山間部の地形を利用した農業として、傾斜地に作られた棚田による水稻栽培が数多く行われています。

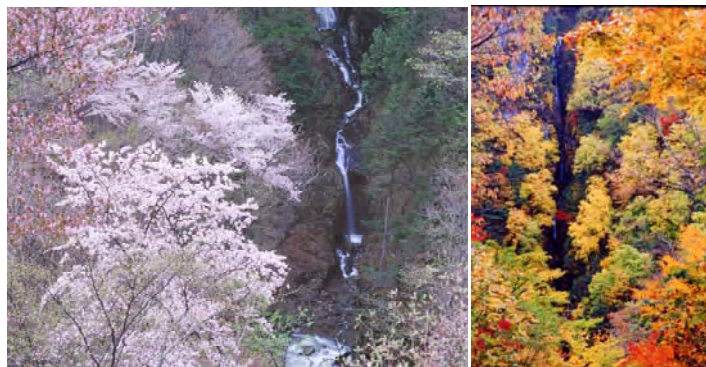
高山村の原風景の象徴であるとともに、国土の保全など多面的な機能を持つ棚田の保全・管理に取り組めます。



(2) 新緑や紅葉が美しい松川溪谷など森林景観の整備

高山村では、松川溪谷など、新緑や紅葉に彩られた美しい森林景観が数多く見られます。

こうした森林景観の保全・育成を図るため、間伐や枝打ちなど適切な整備を行うとともに、水源の涵養、山地災害の防止、地球温暖化防止など、森林が持つ様々な機能の保全に取り組みます。



(3) 魅力ある農業の創出を通じた農村景観の保全・育成

農業は、高山村の基幹産業であると同時に、扇状地に広がる果樹・田園空間や、山際・山裾に形成された農山村集落など、高山村固有の美しい景観要素をささえる重要な役割を果たしており、農業の持続的発展なくしては、良好な景観の保全・育成は成し得ません。

① ワインぶどうの産地化の推進

ワインぶどうは省力栽培が可能のため、高齢者や新規就農者による栽培がしやすいことに加え、土地利用型の作物であることから遊休荒廃農地の解消にも有効です。

ぶどう栽培の適地である地の利を生かし、ワインぶどうの産地化の推進を通じて果樹景観の保全を図るとともに、新たな農業振興や、高山村ブランドのワインから派生する新たな産業興しにもつなげていきます。



② 遊休荒廃農地の解消

農業従事者の高齢化や後継者不足は村内の荒廃農地の増加につながり、村の良好な景観を阻害する重大な要因となっています。

担い手の育成や営農環境の整備など、非農家を含めた地域全体で荒廃農地の解消を進め、農村景観の保全と育成を図ります。



(4) 景観育成に寄与する活動や団体等への支援

景観を育成していくためには、景観の育成に高い意識を持つ住民と、それを支援する村との協働・連携（パートナーシップ）が不可欠です。

高山村の景観の保全・育成に貢献する活動や団体等への支援を通じて、住民が主体となった景観育成への取り組みを推進します。



3 ご寄附の方法

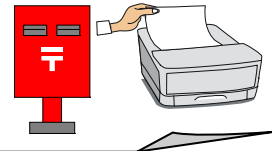
(1) ご寄附の金額

寄附は、1口 1,000円 で何口でも受け付けさせていただきます。

(2) ご寄附の手続き

① 「寄附申出書」を郵送またはFAXにより、下記のあて先までお送り下さい。

- 郵送の場合 〒382-8510
長野県上高井郡高山村大字高井4972
高山村役場 総務課
- FAXの場合 (026) 248-0066



★パソコンからは・・・★

ホームページからお申し込みいただけます。

■ 高山村ホームページ：<http://www.vill.takayama.nagano.jp>



② 高山村役場から折り返し必要書類などを郵送いたします。



③ 下記のいずれかの方法で、お手数でもお支払い手続きをお願いいたします。

■銀行からの振り込みをご利用いただく方法

(1) 高山村指定の金融機関から

お手元に届く高山村指定の納付書に現金を添えて、金融機関窓口にお申し出ください。（振込手数料は無料です。）



【高山村指定金融機関】

八十二銀行 本・支店 須高農業協同組合 本所・支所・出張所 長野銀行 本・支店
長野信用金庫 本・支店 長野県信用組合 本・支店 長野県労働金庫 本・支店

(2) 上記以外の金融機関から

金融機関窓口にて備え付けの振込用紙などにより、高山村役場の口座あてお振込みください。（大変恐縮ですが振込手数料については別途ご負担をお願いいたします。）

※口座番号等は役場からお送りする書類によりお知らせいたします。

■現金書留による送金をご利用いただく方法

高山村役場総務課まで送金をお願いします。
（大変恐縮ですが郵送料等については別途ご負担をお願いします。）



4 ご寄附をいただきますと・・・

ご寄附をいただいた場合、「ふるさと寄附金（納税）制度」により、寄附金の額に応じて税制上の優遇を受けることができます。（詳しくは別紙をご覧ください。）

[寄附に関するお問い合わせ先]

高山村役場 総務課

住 所：〒382-8510 長野県上高井郡高山村大字高井4972

電話番号：(026) 245-1100

F A X：(026) 248-0066

E-mail：soumu@vill.takayama.nagano.jp